

## 平成30年度 保育所途中入所のご案内

### 書類提出時は

- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類
- ・ 個人番号カードまたは個人番号通知カード  
を、ご持参ください。

郵送での提出はできません。



杉戸町マスコットキャラクター「すぎびよん」

### 〈 町内保育所一覧 〉

区分	保育園名	所在地	電話番号
町立	泉保育園	大字宮前 75 番地 1	(38)0621
	高野台保育園	高野台南二丁目 8 番地	(31)2501
	すぎと保育園	大字清地 1768 番地 3	(53)8479
私立	高野台こどもの家保育園	高野台西一丁目 3 番地 2	(31)0018
	高野台こどもの家保育園 (分園)	高野台西一丁目 4 番地 1	
	双葉保育園	大字下高野 2753 番地	(33)9386
	杉戸みちのこ保育園	大字杉戸 2677 番地	(38) 6940

※高野台こどもの家保育園（分園）は、0・1歳児のみ入所可能です。

※各保育園については、入所児童の人数等により、異年齢児との混合クラスとなる場合があります。

### 入所に関するお問合せ先

杉戸町役場 子育て支援課 幼稚園・保育園担当  
〒345-8502 杉戸町清地二丁目9番29号  
TEL：0480-33-1111（内線277）  
FAX：0480-33-4561

## 保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

保育所等で保育を希望される方は、次の支給認定を受ける必要があります。

### 【支給認定の区分】

区分	年齢	主な利用先	保育時間
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園（保育部分）	①保育標準時間 （最大11時間／日）
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園（保育部分） 地域型保育	②保育短時間 （最大8時間／日）

### 【保育認定の事由】

保育所等で保育の利用を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）には、保護者のいずれもが、以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育の必要な事由		認定区分	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、自営業など基本的にすべての就労を含む	就労時間による (※1)	2号認定は就学前まで 3号認定は満3歳に達する日の前日まで ※3号認定は事由継続の場合就学前まで延長可能
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産前：出産予定月を基準に前2ヵ月 出産後：出産月を基準に後2ヵ月
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	3ヵ月
育 児 休 業 取 得 中 の 継 続 利 用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	保育短時間	生まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで
疾 病 ・ 障 が い	病気、負傷、心身に障がいがある場合	申請内容による	2号認定は就学前まで 3号認定は満3歳に達する日の前日まで ※3号認定は事由継続の場合就学前まで延長可能
介 護 ・ 看 護	同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合		
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	就学時間による (※1参照)	
虐 待 ・ DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
そ の 他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※1 ①「保育標準時間」…就労時間 月120時間以上

②「保育短時間」……就労時間 月48時間以上、上記未満

48時間の目安：週3日1日4時間

- ・保育の必要な事由が変更されるときは、（求職活動から就労等）支給認定変更の手続きが必要になります。（就労時間によって、保育短時間の認定から保育標準時間の認定へ変更される場合があります。）

## 保育の利用について

保育所等は、保護者が「保育を必要とする事由」に該当することにより、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、集団生活を経験させたい、などの理由だけでは入所できません。

利用する施設については、申請者の希望、施設の利用状況などに基づき、町が決定します。

## 保育時間について

保護者の状況を客観的に確認し、それぞれの保育必要量に応じて保育利用時間を「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに認定します。

### 【開所時間】

平日： 7時00分～19時00分

土曜日： 7時00分～14時00分（※）

※杉戸みちのこ保育園のみ18時00分

### 〔保育標準時間〕

7:00		18:00	19:00
最大11時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）			延長保育

### 〔保育短時間〕

7:00	8:30	16:30	19:00
時間外保育	最大8時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）	時間外	延長保育

※必要な保育利用時間は、就労等の実態により違いがあることから、必ずしも上記の表での利用時間とはならない場合があります。

## ◎平成30年度クラス年齢について ※4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	生年月日	
5歳	平成24年4月2日～平成25年4月1日	2012年4月2日～2013年4月1日
4歳	平成25年4月2日～平成26年4月1日	2013年4月2日～2014年4月1日
3歳	平成26年4月2日～平成27年4月1日	2014年4月2日～2015年4月1日
2歳	平成27年4月2日～平成28年4月1日	2015年4月2日～2016年4月1日
1歳	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016年4月2日～2017年4月1日
0歳	平成29年4月2日～6ヶ月経過児	2017年4月2日～6ヶ月経過児

平成30年4月1日に生後6ヵ月を経過している乳児からお申し込みいただけます。

## 利用者負担（保育料）について

### ◆利用者負担額表（保育標準時間）

階層 区分	定義		利用者負担額（月額、単位は円）		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0
第2	町民税非課税世帯		4,000	2,700	2,700
第3	町民税均等割のみ課税世帯		9,800	8,300	8,300
第4	町民税所得割額が課税されている世帯	48,600円未満	11,700	9,900	9,900
第5		48,600円以上 72,800円未満	19,500	16,700	16,700
第6		72,800円以上 97,000円未満	23,000	21,000	21,000
第7		97,000円以上 133,000円未満	33,000	27,700	25,000
第8		133,000円以上 169,000円未満	36,500	29,200	27,100
第9		169,000円以上 235,000円未満	47,500	32,700	28,400
第10		235,000円以上 301,000円未満	50,500	33,700	29,300
第11		301,000円以上 397,000円未満	55,600	34,200	29,300
第12		397,000円以上	59,000	34,600	29,300

### ◆利用者負担額表（保育短時間）

階層 区分	定義		利用者負担額（月額、単位は円）		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0
第2	町民税非課税世帯		4,000	2,700	2,700
第3	町民税均等割のみ課税世帯		9,800	8,300	8,300
第4	町民税所得割額が課税されている世帯	48,600円未満	11,700	9,900	9,900
第5		48,600円以上 72,800円未満	19,200	16,500	16,500
第6		72,800円以上 97,000円未満	22,700	20,700	20,700
第7		97,000円以上 133,000円未満	32,500	27,300	24,600
第8		133,000円以上 169,000円未満	35,900	28,800	26,700
第9		169,000円以上 235,000円未満	46,700	32,200	27,900
第10		235,000円以上 301,000円未満	49,700	33,200	28,800
第11		301,000円以上 397,000円未満	54,700	33,700	28,800
第12		397,000円以上	58,000	34,100	28,800

保育料の基本は「応能負担」です。

◇保育料の額は、保護者の市町村民税の課税状況に応じて算出されます。なお、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除は適用されません。

◇保育料の決定時期は年2回です。4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは当年度の市町村民税所得割額に応じて決定します。

【平成30年度の保育料切替時期の例】

4月～8月分：平成29年度の市町村民税所得割額に基づく保育料

9月～3月分：平成30年度の市町村民税所得割額に基づく保育料

◇保育標準時間認定を受けて保育所を利用する場合と、保育短時間認定を受けて保育所を利用する場合で、保育料が異なります。保育の必要量の認定は、保護者の状況に応じて町が行います。保育の必要量は「子どものための教育・保育給付に関する支給認定証」に記載されます。

◇正当な理由なく保育料を滞納しますと、滞納処分を受けることがあります。

◇児童が医師の診断により保育所を病気・負傷により長期欠席した場合は、保護者の申請により保育料が返還される場合があります。詳細については子育て支援課保育担当までお問い合わせください。




◆保育料の軽減について

①小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる多子世帯の場合

小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子としてカウントします。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。杉戸町立幼稚園以外の幼稚園等に通園されている兄弟の場合、在籍証明書を提出していただく必要があります。

【イメージ】(仮定：第7階層・保育標準時間認定)

一人目 (5歳クラス) <u>25,000円</u>		二人目 (3歳クラス) 27,700円 → <u>(半額)</u> <u>13,850円</u>		三人目 (0歳クラス) 33,000円 → <u>(無料) 0円</u>	
----------------------------------	---	--	---	---	---

②市町村民税非課税世帯の場合

町民税非課税世帯(第2階層に該当する世帯)で同一世帯に2人以上生計を一にする子どもがいる場合第2子無料となります。

③市町村民税所得割課税額が57,700円未満の多子世帯の場合

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(第2階層から第5階層の一部に該当する世帯)について、保育料が、第2子が半額、第3子が無料となります。(この場合、上記①の小学校就学前の児童を対象とする第1子からの年齢要件はありません。)

④ひとり親等の世帯のうち第2階層から第4階層の場合

母子・父子・在宅障害児(身体障害者手帳等の交付を受けている児童)のいる世帯のうち、第2階層から第4階層の方は、保育料が次のとおりとなります。

該当される世帯は、添付書類が必要になる場合があります。(身体障害者手帳のコピー等)

【利用者負担額表】(減額後)

階層 区分	保育料(月額、単位は円)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2	0	0	0
第3	4,400	3,650	3,650
第4	5,350	4,450	4,450

⑤ひとり親等の世帯のうち、市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満の世帯の場合

母子・父子・在宅障害児(身体障害者手帳等の交付を受けている児童)のいる世帯のうち、市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満の世帯(第5階層及び第6階層の一部に該当する世帯)の方は、保育料が次のとおりとなります。

【利用者負担額表】(減額後)

階層 区分	保育料(月額、単位は円)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第5	9,000	6,000	6,000
第6	9,000	6,000	6,000

⑥ひとり親等の世帯かつ多子世帯に該当し、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

母子・父子・在宅障害児(身体障害者手帳等の交付を受けている児童)のいる世帯のうち、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯(第3階層から第6階層の一部に該当する世帯)の場合は、第2子以降の保育料が無料となります。(この場合、上記①の小学校就学前の児童を対象とする第1子からの年齢要件はありません。)

⑦埼玉県多子世帯保育料軽減事業に該当する世帯の場合

保育所等に通っている平成30年3月31日現在3歳未満の児童が、世帯の第3子以降(この場合上記①の小学校就学前の児童を対象とする第1子からの年齢要件はありません)に該当する場合は無料となります。

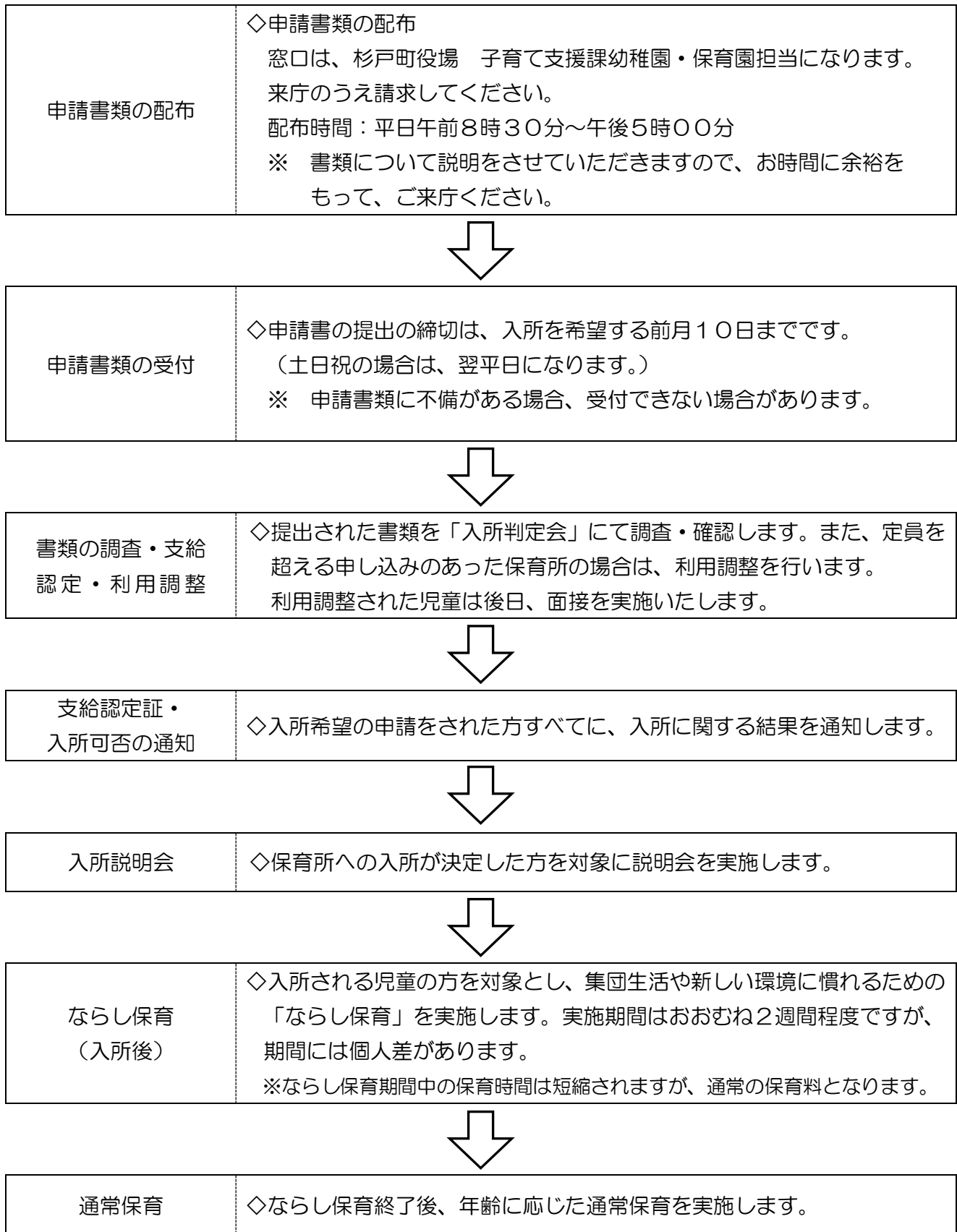
※「多子世帯」とは、原則として3人以上の子どもが同居している世帯をいう。住民票上は別居であっても、仕送り等しており生計が同一と認められる場合には、同一世帯とみなします。

◆保育料の納付について

原則として口座振替での納付をお願いしています。納付書によるお支払いは毎月中旬にお渡ししますので、月末までにご納付ください。

## 入所までの流れ

※ 入所の決定は先着順ではありません。



## 利用申し込みにあたって

### ◎申し込みについての注意点

提出書類に不備・不足があると、受付できません。

虚偽の記載があった場合は、入所できません。

郵送での申し込みは、できません。

添付書類は一度提出されますと返却できません。必要な方はコピーをお取りください。

### ◎杉戸町に転入予定の方の申し込みについて

住民登録地を経由しての申し込みとなりますので、締切は住民登録地により異なります。くわしくは、現在お住まいの自治体へお問い合わせください。

※住民登録地の申請書類の他に、住所、契約者の氏名、引渡し日、契約日のわかる「売買契約書」又は「賃貸借契約書」の写しを添付してください。

### ◎申し込みをした後の注意点

申込書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに子育て支援課に必要書類を提出して下さい。

(例)

◇住所、氏名、電話番号を変更する場合。

◇保護者の就労状況や家族構成の変更など、家族の状況に変更が生じた場合。

◇その他、申し込み内容に変更が生じた場合。

◇申し込みをする理由（意志）がなくなった場合。

#### ●変更の際に提出する書類

- (1) 保育所等入所（利用）申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定（現況確認・支給認定変更）申請書
- (2) 必要に応じて、変更した事項に係る証明書等（勤務証明書など）
- (3) 取り下げ書（申し込みをする意志がなくなった場合のみ）

### ◎入所した後の注意点

◇継続して「保育の必要性の認定」が必要です。

入所後、保育認定の事由がなくなり認定期間が満了したときは、退所となります。

◇退所する場合は、必ず退所届を提出してください。

◇申し込みをした後の注意点と同様、申込書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに必要書類を提出してください。

※ 杉戸町に住所のある方で、町外の認定こども園（保育部分）に入所申込をされる方については、内定後、保護者と施設との契約等がありますので子育て支援課までお問い合わせください。

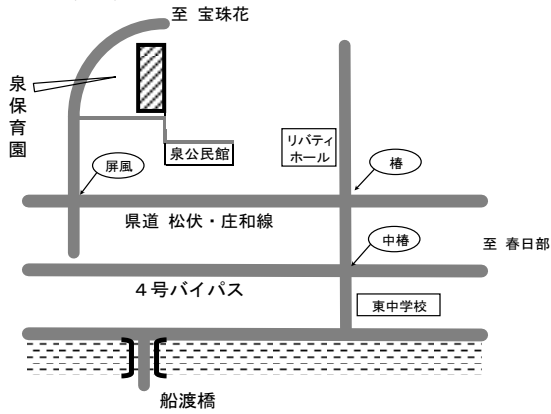


## < 町内保育園 >

### 町立 泉保育園

施設開園 昭和48年5月1日  
 所在地 宮前75番地1  
 電話番号 (38) 0621

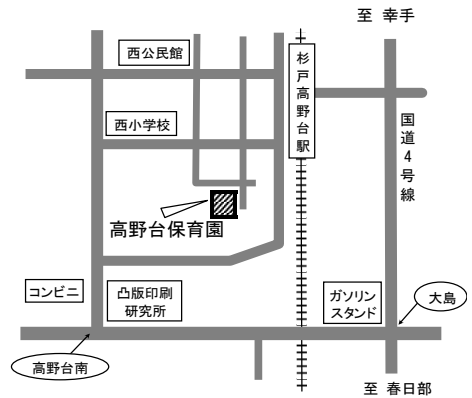
(入所年齢)  
 満6ヶ月～



### 町立 高野台保育園

施設開園 平成10年4月1日  
 所在地 高野台南二丁目8番地  
 電話番号 (31) 2501

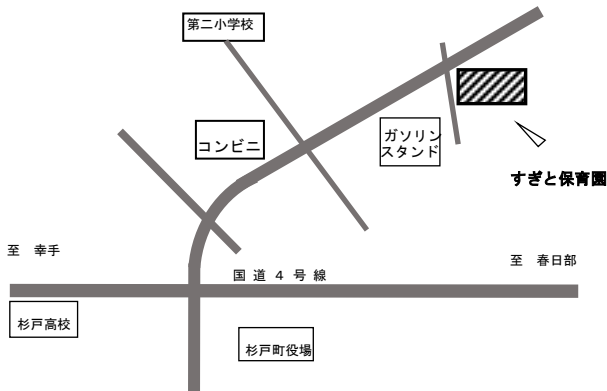
(入所年齢)  
 満6ヶ月～



### 町立 すぎと保育園

施設開園 平成28年4月1日  
 所在地 清地1768番地3  
 電話番号 (53) 8479

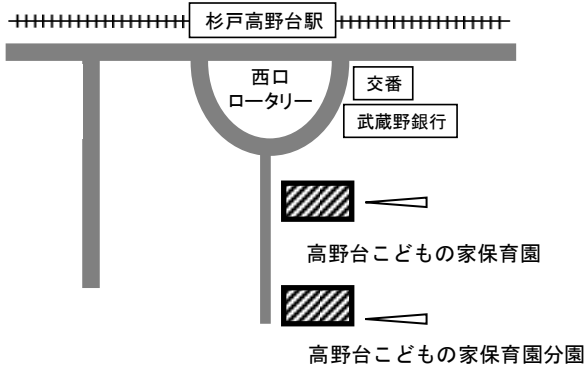
(入所年齢)  
 満6ヶ月～



**社会福祉法人 相模会 高野台こどもの家保育園**

施設開園 平成15年4月1日  
 所在地 高野台西一丁目3番地2  
 電話番号 (31) 0018

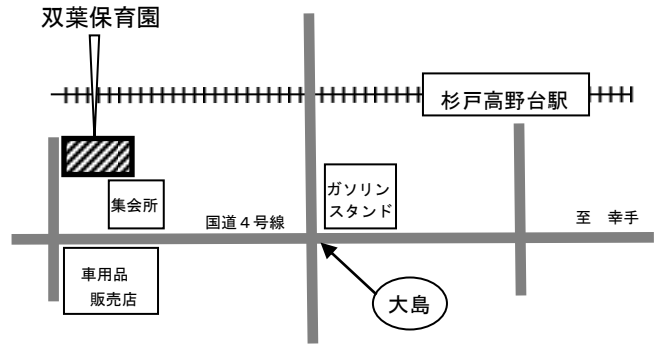
(入所年齢)  
 満6ヶ月～



**NPO法人 双葉保育園**

施設開園 平成17年4月1日  
 所在地 下高野2753番地  
 電話番号 (33) 9386

(入所年齢)  
 満6ヶ月～



**社会福祉法人 光彩会 杉戸みちのこ保育園**

施設開園 平成30年4月1日  
 所在地 大字杉戸2677番地  
 電話番号

(入所年齢)  
 満6ヶ月～

